平成２５年（フ）第５２６７号
東京都世田谷区太子堂５丁目31―４　大山荘５号室
債務者　藤原　　雄
1　決定年月日時　平成25年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月16日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５２７０号
神奈川県横須賀市湘南鷹取５丁目45―Ｎ―403
債務者　村井　　忍
1　決定年月日時　平成25年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月16日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５２７２号
千葉県船橋市上山町１丁目154―14　パレド上山２号館107
債務者　深澤　葉子
1　決定年月日時　平成25年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月16日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３２８号
横浜市金沢区柴町384番地１　シティハイムＳＡＩＴＡ202
債務者　川上　伸一
1　決定年月日時　平成25年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第８１０号
横浜市南区別所２丁目３番19号
債務者　近木潤一郎
1　決定年月日時　平成25年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月17日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第８１９号
横浜市緑区台村町631番地　ハイツみどり第１―202号
債務者　谷田貝里江子
1　決定年月日時　平成25年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１７８号
愛知県岡崎市洞町字白羽根18番地53
債務者　木村　恵子（旧姓木下）
1　決定年月日時　平成25年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月３日午前10時
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第８３３号
横浜市神奈川区東神奈川２丁目３番地１　貴志ハイツＤ棟202号、住民票上の住所横浜市西区西戸部町２丁目162番地
債務者　小泉　吉美
1　決定年月日時　平成25年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２０２号
静岡県浜松市東区大瀬町350番地の105　県営さぎの宮団地９棟303号
債務者　佐藤　俊博
1　決定年月日時　平成25年５月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月19日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第２０６号
静岡県浜松市中区砂山町185番地の１　パスコ藤田Ａ201
債務者　横山　雅代
1　決定年月日時　平成25年５月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月19日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第２１９号
静岡県浜松市南区安松町63番地の７　グリーンハイツオオバ３Ｃ、前住所静岡県浜松市中区領家３丁目12番２号
債務者　上村　清貴
1　決定年月日時　平成25年５月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月19日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第４１号
熊本県葦北郡津奈木町大字福浜2346番地４
債務者　津々木尚美
1　決定年月日時　平成25年５月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月22日午前11時
熊本地方裁判所八代支部

平成２５年（フ）第５１６４号
東京都練馬区田柄２丁目２―12　コーポＩ・210
債務者　夛田　美加
1　決定年月日時　平成25年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月23日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５１７１号
東京都足立区西保木間２丁目７―２―414
債務者　吉林　功一
1　決定年月日時　平成25年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月23日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５１７２号
東京都足立区西保木間２丁目７―２―414
債務者　吉林　邦子
1　決定年月日時　平成25年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月23日午後２時
東京地方裁判所民事第20部